



2022年5月20日

各 位

会 社 名 キーコーヒー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 柴田 裕
(コード番号 2594 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 小林 健一郎
(電話番号 03-3433-3311(代))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の第70期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり変更を行うものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更定款案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更定款案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

(2) 第69期定時株主総会にて当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の継続の件が承認されたことに伴い、本プランに即して第42条(新株予約権無償割当ての決議機関)第2項第3号の削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、第16条の削除及び新設を除き本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更定款
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p>第42条 (新株予約権無償割当ての決議機関) (条文省略)</p> <p>② 当社は、本プランの一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>1. 本プランに定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。</p> <p>2. 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p><u>3. 当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式、社債、新株予約権その他の財産を交付することができること。</u></p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p>第42条 (新株予約権無償割当ての決議機関) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、本プランの一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>1. 本プランに定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。</p> <p>2. 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第16条の削除及び新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022年6月21日 (火)
定款変更の効力発生日 (予定)	2022年6月21日 (火)

以 上